

新規高等学校卒業予定者の雇用対策について

平成22年2月15日

商工観光部

1 新規高卒者雇用奨励金制度の創設

(1) 対象となる新規高卒者

平成22年3月に高等学校を卒業する者であって、かつ、本人又はその保護者が市内に住所を有するもの

(2) 奨励金支給対象事業主

ア 市内に事業所を有する雇用保険適用事業主

イ 平成22年4月1日から9月30日までの期間に対象者を雇用するものであること

ウ 採用内定は、平成22年2月1日から3月31日までに出した場合も対象

エ 対象者を常用雇用し、雇用した期間が6箇月以上あること

(3) 交付金額

1人当たり20万円で、40人を予定している。

2 新規高卒者就職支援事業（スタートワーキングサポート事業）による雇用

新規高等学校卒業予定者を週4日勤務の盛岡市臨時職員として最長6箇月間任用し、週のうち残りの1日は就職活動の時間に充てる。なお、市はジョブカフェいわて等の関係機関と連携して就職活動を支援する。

(1) 採用枠は20人で、14,897千円の事業費を予定している。

(2) 20人のうち、10人分は緊急雇用創出事業（国の基金）を活用する。

3 職業訓練・能力開発による就職支援事業（ふるさと雇用再生特別基金事業）による能力開発支援

平成21年度から職業訓練法人岩手中央職業訓練協会に委託し実施している失業者を対象とした職業訓練講座において、平成22年度、新たに新規高卒未就職者を対象としたスキルアップ講習を開設する。

(1) 講習開催期間等 平成22年4月5日（月）～平成22年9月30日（木）の120日間（720時間）

(2) 講習会場 盛岡地域職業訓練センター

(3) 講習内容 就職ガイダンスや簿記・経理などの学科（60時間）、ビジネスソフト操作や物流管理実習などの実技（660時間）を予定している。

(4) その他 定員は20人、受講料は無料を予定している。